

公金事務の委託について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

伊丹市病院事業管理者 樂木 宏実

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地  
弁護士法人ライズ綜合法律事務所  
代表社員 田中 泰雄  
東京都中央区日本橋 3-9-1 日本橋三丁目スクエア 12 階
- 2 委託した公金事務に係る歳入  
市立伊丹病院における医業費等未収金
- 3 地方公営企業法第 33 条の 2 の規定に基づき準用する地方自治法第 243 条の 2 第 1 項の規定による指定をした日  
令和 8 年 3 月 30 日
- 4 公金事務の委託をした日  
令和 8 年 4 月 1 日